

第3編

第1章

法文学部



第1節 法文学部の成立

第1項 五高の法文学部案

法文学部は、理学部とともに、新制大学の発足によって1949(昭和24)年4月、第五高等学校を母体に熊本医科大学・熊本工業専門学校・熊本薬学専門学校等数名の語学等関係学科の教員を吸収して設立されるが、設置に向けた動きは1948(昭和23)年の学制改革に始まる。五高は当初人文学部案を考えていたが、結局、四高・六高などと同様の法文学部案に落ち着く。同年、五高が文部省に提出した組織案は次のようなものである。

- ①法学6学科目：教授6名、助教授6名、助手1名(うち1学科目は経済学)
- ②哲学3学科目：哲学・哲学史・倫理学各教授1名、助教授1名、助手共通1名(東洋哲学を含む)
- ③史学3学科目：国史・東洋史・西洋史各教授1名、助教授1名、助手共通1名
- ④国語国文学2学科目：国語学・国文学各教授1名、助教授1名、助手共通1名
- ⑤英文学4学科目：教授定員3名、助教授6名(教授1名につき助教授2名)、助手1名
- ⑥独文学3学科目：教授定員2名、助教授4名(教授1名につき助教授2名)、助手1名
- ⑦露文学1学科目：助教授1名、言語学兼任
- ⑧仏文学1学科目：助教授1名

第2項 法文学部の創設

そして、1949(昭和24)年に創設された法文学部の組織は次の通りである。

- ①法学科6講座(「憲法及び行政法」「民法」「商法」「刑事法」「政治学」「経済学」)学生入学定員100名
- ②哲学科3講座(「哲学第一」「哲学第二」「哲学第三」)同25名
- ③史学科3講座(「国史学」「東洋史学」「西洋史学」)同25名
- ④文学科9講座(「国語国文学第一」「同第二」「英語英文学第一」「同第二」「同第三」「同第四」「独語独文学第一」「同第二」「同第三」)同50名

こうした法文学部の組織編成に対して、母体となる五高の最終期(1950年3月)の在職者を専門学科目別にみると、人文学系では哲学系4名(哲学1・倫理1・心理1・漢文=中国哲学1)、史学系3名(日本史1・東洋史1・西洋史1)、文学系19名(国文4・英文8・独文6・露文1)、法経系2名(政治1・経済1)である。法文学部は、同時に新設される理学部とともに教養課程を担当するために現員の4割の増員が認められており、五高の法制経済のもとでの定員が1名であった法科を中心に教官の拡充が求められていた。

しかしながら、教養課程に対する全学の理解や協力は不十分なものであった。教養課程の教官組織の整備、法科の貧弱な教員組織の拡充、旧制を継承したことによる教官構成の不均衡是正など創設期法文学部の組織課題となる。

第2節 法学科の拡充

第1項 法学科拡充をめぐる文科と法科

法学科は、法文学部の組織立案の基礎となった五高の法制経済の定員が1名であり、学部設置のために増員措置がなされても五高終了時の1950(昭和25)年3月の時点でも2名であった。しかし、1949(昭和24)年の法文学部立案では6講座(憲法及び行政法・民法・商法・刑事法・政治学・経済学)、学生入学定員100名で創設されることになっていた。法文学部とは言いながら、法学科は組織的に貧弱な形で立ち上げられている。法学科の組織拡充は学部としての焦眉の課題となる。

法学科の組織問題は1954(昭和29)年になって具体化し、同年12月には組織問題検討の専門委員会が設置される。委員会は、1956(昭和31)年5月の教授会に法文学部の組織課題として、①法科・文科の充実と両学部への分離、②専攻科・大学院の設置、③教養部の確立の3点を提言しているが、それはまさに、学部がその後20年余にわたって直面する課題を示したものとなっている。同日の教授会では、早速①についての具体案を審議し、1. 学生定員を法科120名・文科80名とする、2. 法科教員定員を「学部内操作で最低2名の増加とし、14名確保する」ことを了承した。次いで翌1957(昭和32)年9月18日の臨時教授会で「法文学部法学科講座(又は学科目)並びに教官配当表」に基づく16講座案が了承された。

学生入学定員については、その後、大蔵省が1958(昭和33)年度から文系学生入学定員を全国で500名減員するとの方針を打ち出したこともあり、結局、同年度以降の入学定員は法科100名(増減なし)、文科85名(哲学科25名が15名に、文学科50名が45名に削減、史学科は増減なしの25名)となる。

文科の学生入学定員の削減は文科教員の減員、法科教員の増員の契機となっていくが、法科教員の拡充規模と文科教員の減員の具体化をめぐる教授会で白熱した議論が戦わされている。1957(昭和32)年3月20日の教授会において、執行部から哲学・史学・文学3学科から均等に1名・1名・2名の計4名を減員して法科の拡充に充てるとの文科教員減員案が示されているが、文科各学科から「文科をできるだけ小さくし、哲学・独文を関連学科(目)にしても法科を充実させねばならぬ」との風潮が強いとか、「減員すれば学科の講座編成が成り立たない」などの反論が出され、文科教員減員の具体化は難航している。

第2項 法学科拡充の過程

契機となったのは、前述した文科の学生入学定員の減員である。1958(昭和33)年度から文科の学生入学定員が100名から85名へと減員されたことで、法学科の教員拡充は実施段階に入る。その経緯を法科創設時から法学部分離の時期までまとめて示すと次の通りとなる。

- ①創設時(1949年)：「憲法及び行政法」「民事法」「商法」「刑事法」「政治学」「経済学」(6講座、学生入学定員100名)
- ②1958年：「刑事法第二」の増設(7講座、同100名)
- ③1959年：「民事法第二」の増設(8講座、同100名)
- ④1960年：「社会法」の増設(9講座、同100名)
- ⑤1962年「行政法」の分離(10講座、同100名)
- ⑥1964年(教養部の分離に伴う改組)：「憲法」「行政法」「刑法」「刑事訴訟法」「民法」「民事訴訟法」「商法」「社会法」「国際法」「法史学」「政治学」「経済学」(12講座、同100名)
- ⑦1967年：学生入学定員150名に増員
- ⑧1968年：「民法第二」講座の増設(13講座、同150名)
- ⑨1974年：「商法第二」講座の増設(14講座、同165名)

1957(昭和32)年3月に教授会に示された文科教員の減員案に従って、まず、②1958(昭和33)年度に文科(独文学)講師の定員を法科教授として振り替え、「刑事法第二」講座が、次いで、③翌1959(昭和34)年度には事務定員(備人)を法科教授に振り替えて「民事法第二」講座が、④1960(昭和35)年度には文科(哲学)講師の定員を法科教授に移し「社会法」講座が設けられた。また、⑤1962(昭和37)年度には「行政法」講座(教授1・助教授1)が純増となり、法学科の組織は10講座(教授10・助教授7)計17名に拡充される。これら新設の講座には「法学科定員補充の順位」(1959年1月28日教授会承認)に基づき「法史学」「民法」「商法」「刑事法」の順で採用人事が行われている。

次いで、⑥1964(昭和39)年4月1日、次節に述べる教養部の設置に伴って、文科教員2名(ともに文学科助教授)を法学科に振り替え、「国際法」「法史学」の2講座が正式に開設された。⑧1968(昭和43)年度には「民法第二」講座(教授1・助教授1)の純増と「社会法」助教授1名の補充が認められ、翌1969(昭和44)年度には「国際法」教授1名と「刑事訴訟法」助教授1名の補充、1970(昭和45)年度には「法史学」教授1名の補充、そして、⑨1974(昭和49)年度には「商法第二」講座(教授1・助教授1)の純増が認められ、ここに法学科は14講座(教授14・助教授14)となったのである。

第3節 教養部の分離と学部の改組

第1項 教養部分離の過程

法文学部は、理学部とともに全学の教養課程も担当することから、創設にあたって現員の4割の増員が認められていた。その後1960(昭和35)年頃になると、新制大学においても学部数の多い大学については旧制大学に準じて教養部を分離・設置し、併せて学部の専門課程の充実化を図る計画が具体化する。

すなわち、1960(昭和35)年5月、本学において開催された金沢・岡山等4大学教養部

長会議は決議を行って、一般教養部の官制化を要望している。法文学部開設時の「教養部主事」が教養部長に改称されたのも同年10月1日である。この教養部長のもとに各学部・系列・学科から選出された教養部委員会は、近い将来に確立・官制化されるべき教養部の組織について構想を練り、1961(昭和36)年1月27日の委員会の時点で、「教養関係要員を(各学部から)供出し教養部を組織する」構想を固めている。

文部省も同様の意図を持っていたとみられ、法文学部に「一般教養担当教員」として、1960(昭和35)年度に「英語英文学」助教授1名、翌1961(昭和36)年度の「独語独文学」教授1名、更に1962(昭和37)年度には「国史学」「国文学」助教授各1名の計4名を純増の形で定員化した。そして同省は、1963(昭和38)年5月に教養部設置と学部の学科目(講座)の整備を核とした方針をまとめ、各大学に説明を開始した。

本学においても学長・教養部長を中心に「教養部組織案」(教授会資料)が作成されている。それは、教養部の理想的教員定員を90名としつつ、当面の現実的教員規模を70名と想定し、その約半数にあたる34名を法文学部・理学部等から受け入れて分離する教養部の当初要員に充て、残りは漸次的な定員増に期待する、というものである。

学部教授会では、この原案について、教養部の定員供出数を決めるだけの議論に限定せず、学部組織の再編とも結びつける方向で約8ヵ月にわたって慎重に審議を重ね、1964(昭和39)年2月5日の教授会において、1. 法文学部から教養部に供出する教員定員を17名とする、2. 文学部の教員定員2名(助教授)を法学科に振り替えることを決定した。

第2項 文科の講座変遷

教養部分離に伴う法文学部諸学科の定員の異動を示すと表1の通りとなる。文科と法科との間での教員定員の振替えも終わり、ここに後の文学部の講座組織の形態もほぼ定まった。法文分離以前の文科の講座の増設と名称変更、学生入学定員の増減の推移をまとめて示すと次の通りとなる。

①創設時(1949年)

哲学科:「哲学第一」「哲学第二」「哲学第三」(3講座、学生入学定員25名)

史学科:「国史学」「東洋史学」「西洋史学」(3講座、同25名)

文学部:「国語国文学第一」「同第二」「英語英文学第一」「同第二」「同第三」「同第四」「独語独文学第一」「同第二」「同第三」(9講座、同50名)

②1958年 哲学科の学生入学定員が15名に減員。文学部の同定員も50名が45名に減員

③1961年 文学部1講座減

④1964年 教養部の分離に伴う改組

哲学科:「哲学」「哲学史」「倫理学」(3講座、学生入学定員15名)

史学科:「国史学」「東洋史学」「西洋史学」(3講座、同25名)

文学部:「国語学」「国文学」「英語学」「英文学」「独語独文学」

「仏文学」「中国学」「言語学」(8講座、同45名)

⑤1975年 史学科に「考古学」講座新設(史学科4講座、同35名)

⑥1977年 哲学科に「社会学」講座新設(哲学科4講座、同15名、1978年に10名増、同25名)

表1 教養部設置に伴う文科教員の定員改組 (1964年2月5日教授会決定)

学科	改組前の定員					改組					改組後の定員				
	教授	助教授	講師	助手	計	教授	助教授	講師	助手	計	教授	助教授	講師	助手	計
法学科	10	7		1	18		2			2	10	9		1	20
哲学科	2	3		1	6						2	3		1	6
史学科	3	4		1	8		△1			△1	3	3		1	7
文学科	10	17	5	1	33	△2	▲2 △9	△5		△18	8	6		1	15
計	25	31	5	4	65	△2	△10	△5		△17	23	21		4	48

△印は教養部への振替え、▲印は法学科への振替えを示す

第4節 大学紛争と文学部・法学部の創設

第1項 学部の組織課題と法学科の拡充

法文学部を文学部と法学部に分離独立させる考えは、学部創設当初から存在していた。創設された法文学部の組織課題、とりわけ不十分な形で創設された法学科の拡充問題を検討するため、1954(昭和29)年12月に発足した専門委員会が、翌1955(昭和30)年1月の教授会に示した「法文学部整備に関する案作成の原則」では、学部の組織課題として教養部の確立、大学院の設置申請などの方針を提案し、現行の組織編成については現状調整的な方針を打ち出した。これに対し、教授会は方針の冒頭に、学部を「法学部と文学部とに分離独立せしめること」を追加することで、委員会提案を承認している。

法文学部を「法学部と文学部とに分離独立せしめる」、そのためには文科と同等の組織規模に法科を拡充することは、特に法科側の学部創設当初からの宿願であったとも言える。法科の組織拡充の過程については既述した通りである。それは、文科との間で決してスムーズに進行したわけではないが、結果的には文科教員4名と事務職員の定員振替えもあって、昭和30年代から40年代にわたって漸次進行する。そして、戦後ベビーブーム世代が大学受験期を迎える1967(昭和42)年から法学科の学生入学定員は100名から150名に増員され、翌1968(昭和43)年度の法学科の陣容は13講座(教授13名・助教授13名・助手6名の計32名)に拡充された。法学科創設時の6講座から比較すれば、2倍を超える組織拡充が実施されたことになる。1974(昭和49)年度には大学院(修士課程)文学研究科と法学研究科も揃って設置されており、学部分離のための条件は整っていたものと言える。

第2項 大学紛争と法文学部

注目されるのは、この時期に本学でも大学紛争が起こっていることである。熊大紛争に

については全体史において述べられるであろうし、紛争をめぐる法文学部の動きは、紛争の余韻さめやらぬ時期に編纂された『熊本大学三十年史』が詳しく記述するところである。同書の法文学部編集担当者は「この紛争の全過程を通して法文学部が置かれた状況は少なからず特殊であり、事態への対応にもかなり個性的な側面が認められる」との認識のもとで学部・学部学生の動きを生き活きと記述しているが、ここでは記述から看取しうる法文学部の「特殊」「個性的な側面」として、次の点を指摘しておきたい。

それは、熊大紛争の一大中心が法文学部生であり、その学生たちが学部執行部との交渉を通じて大学執行部・評議会に働きかけることを闘争戦術としていたこと、教員側も若手教員を中心に一定程度学生側に理解を示し、教官会議の場などで学部執行部の全学に対する責任ある行動を求め続けたことにある。

法文学部学生は、1969（昭和44）年2月2日には学部学生によるスト賛否投票を行い、ストライキ実行委員会（以下スト実）を組織して、ストに突入する。この法文スト実が熊大紛争を主導するが、同時にスト実・学生側は学部執行部との交渉を通じ、大学側との大衆団交実現に向けて働きかけることを闘争戦術としていた。

学部側も3回の「学部公開交渉」に応じ、占拠・封鎖された大学事務局への機動隊突入直後、「学部団交」にも応じている。第1回目の学部公開交渉は1969（昭和44）年3月18日に行われ、学部長とスト実との間で交わされた確認書には、「学部としてなら問題解決の為の態度表明をも、又闘う姿勢をも示さなかったことを自己批判する。」とある。熊大紛争において法文学部が置かれていた状況を窺いうる。また、大学執行部による事務局への機動隊導入直後、同年5月20日の学部団交の確認書には、「5月10日未明の機動隊導入は、現在までの大学当局の態度およびその前後の状況からみて、闘争の圧殺が目的であった」とある。

熊大紛争からほぼ40年。2つの確認書の内容は今から見れば隔世の感もあるが、同時に教員側にも旧制を引きずった学部組織、とりわけ講座の権威性・閉鎖性打破に向けたある種の気分が醸成されていたことも感じる。1969（昭和44）年2月24日、健康上の理由で辞任した石坂正蔵学部長、同時に辞任を申し出た両評議員の後を受けて、学部教工会・教授会が40代の新執行部（学部長に浜田義文教授、評議員に松垣裕・鎌田浩両教授）を選出したのはその現れと思われる。

紛争の経験、大学紛争後の全国各大学での改革の動きは法文学部の分離問題にも一定の影響を与えた。『熊本大学30年史』には、「われわれの法文学部2学部分離案も従来のままではいかにも古色蒼然として、とうてい実現困難にみえた」と記されている。

第3項 学部分離への動き

1973（昭和48）年9月、学部長に就任した松本雅明教授のもとで学部内に組織委員会が設置され、学部分離問題についての再検討が開始されていくことになる。学部分離問題についての法科・文科側の意図は、法科が「法学部」、文科が「文学部」の設置を要望し続けた点ではほぼ一貫している。ところが、当時の文部省の意向として、社会的需要の高い社会科学系の新しい学部づくりには積極的なものの、「法学部」の名称は認めず、まして社

表2 法文学部部分離案の変遷

法文学部組織					1978年度概算要求案				第2次案(1977年12月)				第3次案(1978年2月)				法学部・文学部組織(1982年度完成予定)																										
学科	講座	教授	助教授	助手	計	学生数	大講座	教授	助教授	助手	計	大講座・学科	教授	助教授	助手	計	大講座・学科	教授	助教授	助手	計	学部	学科	講座	教授	助教授	助手	計	学生員														
法 学 科	憲行	法	1	1	1	3	法 学 部	公	法	8	3	3	14	公	法	7	4	3	14	公	法	6	2	1	9	法 学 部	法 律 学 科	公	法	6	2	1	9	240									
	政	法	1	1	1	3		私	法	9	4	2	15	私	法	8	6	2	16	民	事	法	10	3	1			14	民	事	法	9	4		1	14							
	國	法	1	1	1	3		社	会	法	4	1	5	社	会	法	3	1	4	刑	事	法	4	1	1			6	刑	事	法	4	1		1	6							
	民	法	1	1	1	3		國	際	関	係	6	1	1	8	國	際	法	2	1	1	4	社	会	法			3	1	1	5	社	会		法	3	1	1	5				
	民	法	1	1	1	3		政	治	3	1	1	5	基	礎	法	学	3	2	1	6	基	礎	法	学			4	2	1	7	基	礎		法	学	3	2	1	6			
	商	法	1	1	1	3		經	済	7	2	1	10	政	治	4	3	1	8	政	治	学	4	1	5			政	治	学	3	1	4		政	治	学	3	1	4			
	民	法	1	1	1	3		基	礎	社	会	学	8	3	2	13	經	済	5	2	1	8	經	済	学			4	1	5	經	済	学		3	1	4	經	済	学	3	1	4
	事	法	1	1	1	3		計	45	15	10	70	計	32	18	10	60	計	35	11	5	51	計	31	12			5	48	計	31	12	5		48	240							
	事	法	1	1	1	3		計	14	14	5	33	計	14	14	5	33	計	14	14	5	33	計	14	14			5	33	計	14	14	5		33	165							
	政	法	1	1	1	3		計	14	14	5	33	計	14	14	5	33	計	14	14	5	33	計	14	14			5	33	計	14	14	5		33	165							
哲 学 科	哲	学	1	1	2	文 学 部	哲	学	6	3	3	12	哲	学	5	3	2	10	哲	学	4	3	1	8	文 学 部	哲 学 科	哲	学	1	1	2	25											
	哲	学	1	1	2		史	学	6	3	3	12	行	動	科	学	5	3	3	11	地	域	科	学			5	2	2	9	地		域	科	学	1	1	1	3				
	倫	理	学	1	1		2	地	域	文	化	4	2	2	8	史	学	7	6	5	18	史	学	5			4	2	11	史	学		1	1	2	4	史	学	1	1	2		
	社	会	学	1	1		2	言	語	学	7	4	3	14	文	学	13	8	4	25	文	学	11	8			2	21	文	学	1		1	2	4	文	学	1	1	2			
	國	史	学	1	1		2	文	学	7	5	5	17	人	類	学	4	2	2	8	人	類	学	4			2	2	8	人	類		学	1	1	2	4	人	類	学	1	1	2
	東	洋	史	1	1		2	計	34	19	18	71	計	30	20	14	64	計	25	17	7	49	計	23			23	6	52	計	23		23	6	52	160							
	西	洋	史	1	1		2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16			15	1	32	計	16		15	1	32	105							
	考	古	学	1	1		3	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16			15	1	32	計	16		15	1	32	105							
	國	語	学	1	1		2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16			15	1	32	計	16		15	1	32	105							
	文	学	1	1	2		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105								
英	語	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
英	文	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
独	語	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
独	文	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
仏	文	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
中	国	学	1	1	2	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
言	語	学	1	1	1	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105												
計			16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	105											
文 学 科	國	語	学	1	1	2	文 学 部	哲	学	6	3	3	12	哲	学	5	3	2	10	哲	学	4	3	1	8	文 学 部	科 学 科	哲	学	1	1	2	25										
	國	文	学	1	1	2		史	学	6	3	3	12	行	動	科	学	5	3	3	11	地	域	科	学			5	2	2	9	地		域	科	学	1	1	1	3			
	英	語	学	1	1	2		地	域	文	化	4	2	2	8	史	学	7	6	5	18	史	学	5	4			2	11	史	学	1		1	2	4	史	学	1	1	2		
	英	文	学	1	1	2		言	語	学	7	4	3	14	文	学	13	8	4	25	文	学	11	8	2			21	文	学	1	1		2	4	文	学	1	1	2			
	独	語	学	1	1	2		文	学	7	5	5	17	人	類	学	4	2	2	8	人	類	学	4	2			2	8	人	類	学		1	1	2	4	人	類	学	1	1	2
	独	文	学	1	1	2		計	34	19	18	71	計	30	20	14	64	計	25	17	7	49	計	23	23			6	52	計	23	23		6	52	160							
	仏	文	学	1	1	2		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105							
	中	国	学	1	1	2		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105							
	言	語	学	1	1	1		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105							
	計			16	15	1		32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16			15	1	32	計	16		15	1	32	105						
文 学 科	國	語	学	1	1	2	文 学 部	哲	学	6	3	3	12	哲	学	5	3	2	10	哲	学	4	3	1	8	文 学 部	史 学 科	哲	学	1	1	2	25										
	國	文	学	1	1	2		史	学	6	3	3	12	行	動	科	学	5	3	3	11	地	域	科	学			5	2	2	9	地		域	科	学	1	1	1	3			
	英	語	学	1	1	2		地	域	文	化	4	2	2	8	史	学	7	6	5	18	史	学	5	4			2	11	史	学	1		1	2	4	史	学	1	1	2		
	英	文	学	1	1	2		言	語	学	7	4	3	14	文	学	13	8	4	25	文	学	11	8	2			21	文	学	1	1		2	4	文	学	1	1	2			
	独	語	学	1	1	2		文	学	7	5	5	17	人	類	学	4	2	2	8	人	類	学	4	2			2	8	人	類	学		1	1	2	4	人	類	学	1	1	2
	独	文	学	1	1	2		計	34	19	18	71	計	30	20	14	64	計	25	17	7	49	計	23	23			6	52	計	23	23		6	52	160							
	仏	文	学	1	1	2		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105							
	中	国	学	1	1	2		計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15	1	32	計	16	15			1	32	計	16	15		1	32	105							
	言	語	学	1	1	1		計																																			

会的需要のさして高くない「文学部」については絶望的な状況であった。実際、新制大学において文学部が創設されたのは、1954（昭和29）年に神戸大学に創設されたあと、絶えてなかった。

そこでまず学部長は、一案として社会科学部・文学部構想を示し、文部省側と折衝した。しかし、法科は社会科学部ではなく、法学部ないし法経学部を希望しており、再度文部省と折衝しつつ、広島大学政経学部の将来構想について、また、九州大学の改革状況について事情聴取を行っている。

1974（昭和49）年には、学部長より新たに文部省と接触した成果として、社会科学部を法社会学部とする構想が示されている。1975（昭和50）年3月、学長に示された「熊本大学法文学部の改革構想」によると、1976（昭和51）年度の概算要求として、

「法系学部として30講座（例えば、法17講座、経済8講座、社会学3講座、心理学2講座）、学生定員300人

文系学部として22講座（例えば、哲学思想史5講座、歴史学5講座、東洋文学3講座、欧米文学4講座、言語文化5講座）学生定員200人」

となっている。

第4項 文学部・法学部への改組構想

1977（昭和52）年に入ると、文学部・法学部への改組方向が明確になる。すなわち、同年4月、法文学部は冊子体の『熊本大学文学部の創設について』及び『熊本大学法学部の創設と教育・研究体制の改革』を作成し、同年12月に『熊本大学法文学部を法学部・文学部に分離する構想』を作成している。後者は、翌1978（昭和53）年3月には同名の「熊本大学法文学部を法学部・文学部に分離する構想（要綱）」として整備され、これに両学部のカリキュラムが加えられ、同月の『熊本大学法文学部の分離改組と法学部および文学部創設に関する調査報告』に帰結し、これが法文学部分離改組の最終案として文部省に提出されている。本書の構成は次のようなものである。

第Ⅰ部 熊本大学法文学部分離改組と法学部及び文学部創設の必要性

1. 分離改組の必要性
2. 法学部創設の理由
3. 文学部創設の理由
4. 法学部及び文学部創設に要する敷地について

第Ⅱ部 法学部創設と教育研究体制の改革

第1章 法学部創設の理念

第2章 法学部の講座組織

第3章 法学部の教育体制

1. 履修コース
2. カリキュラム
3. 大学開放コース

第4章 大学院法学研究科の整備

第5章	検討の経過
第Ⅲ部	文学部創設と教育研究組織の改革
第1章	文学部創設の理念
第2章	文学部の講座組織
1.	講座組織
2.	文学部4学科の特色
第3章	文学部カリキュラム編成の目標と方法
1.	基本目標
2.	方法
3.	専攻コース別カリキュラム
第4章	大学院文学研究科の整備と拡充
第5章	検討の経過

第Ⅰ部の「熊本大学法文学部の分離改組と法学部及び文学部創設の必要性」によると、分離改組の必要性として、①理系偏重の「学部構成の不均衡の是正」、②旧制五高を理系と文系に分離し、新制大学の学部として創設された法文学部の複合学部としての積極的意義の低下、発足時弱体であった法学部門の整備、③法文学部の寄合所帯としての内実、二重組織性、などの諸点を挙げている。

この改組案は、その後8月には文部省レベルで正式決定され、大蔵省の1979(昭和54)年予算でも認められた。1979年に入ると新学部発足に備えて諸規則類の整備や、新学部長、評議員、その他の全学委員会委員の選出などを行う必要があり、同年2月、両学部の教授会に代わる組織として、学長裁定により両学部に設置準備委員会が設けられた。

表3 歴代法文学部長一覧

代	氏名	在任期間
事務取扱	河瀬 嘉一	1949年6月11日～1950年5月9日
初代	原田 敏明	1950年5月10日～1953年
2代	河原畑正行	1953年 ～1955年
3代	石坂 正蔵	1955年 ～1957年6月30日
4代	永松 讓一	1957年7月1日～1961年6月30日
5代	高野 巽	1961年7月1日～1965年6月30日
6代	毛織 大順	1965年7月1日～1967年6月30日
7代	石坂 正蔵	1967年7月1日～1969年2月28日
8代	浜田 義文	1969年3月1日～1969年8月31日
9代	山田 昌司	1969年9月1日～1973年8月31日
10代	松本 雅明	1973年9月1日～1977年8月31日
11代	鎌田 浩	1977年9月1日～1981年3月31日
12代	宮内 竹和	1981年4月1日～1982年3月31日
13代	松垣 裕	1982年4月1日～1983年3月31日
14代	宮内 竹和	1983年4月1日～1984年3月31日
15代	迫 徹朗	1984年4月1日～1985年3月31日
16代	植村啓治郎	1985年4月1日～1986年3月31日

3月15日、法学部長に鎌田浩教授が選出され、翌16日、文学部長に松垣裕教授が選出された。なお、1978(昭和53)年度までの入学生は旧来の法文学部の身分が継続するため、法文学部長は法・文学部長が1年交替で併任していくことになった。また、定員増が認められなかった事務部では、当分の間係を2つに分ける形で学部増に対処することになった。1979(昭和54)年4月13日、4月1日に発足した文学部、法学部の入部式が行われた。